

防府市告示第七十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり市道の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年七月二十九日から十五日間、防府市土木都市建設部道路課において一般の縦覧に供する。

令和四年七月二十九日

防府市長 池田 豊

整理番号	路線名	区間	供用開始の日
〇五―〇四五	中関三ノ枿線	大字浜方字大浜三ノ枿五六九番五地先から 大字浜方字大浜三ノ枿五六九番五地先まで	令和四年七月二十九日